

審議会等の概要や会議録

 審議会等の概要調書

会議録及び会議資料

静岡県森の力再生事業評価委員会

- 開催日 平成30年10月26日(金)
- 場所 静岡市葵区追手町9-6 県庁20階 第一会議室 A
- 出席者（職・氏名）  
委員長 土屋智（静岡大学名誉教授）  
委員長代理 小南陽亮（静岡大学教育学部教授）  
委員 浅見佳世（常葉大学大学院環境防災研究科准教授）  
委員 木村美穂（きむら工房代表）  
委員 五味響子（しずおか流域ネットワーク）  
委員 中村昭夫（一般財団法人静岡経済研究所常務理事）  
委員 波多野初枝（静岡県消費者団体連盟）  
委員 原田健一（静岡県弁護士会）  
委員 松永祐司（静岡県中小企業団体中央会）
- 議題  
・平成29年度事業分の評価対象箇所の検証  
・波及効果に関する事例報告
- 配布資料  
次第、名簿:  (131KB)  
平成29年度事業個別事業評価調書:  (108KB)  
森の力再生事業の波及効果:  (104KB)  
台風24号による森林・林業の被害について:  (104KB)  
森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設に伴う県の対応について:  (236KB)  
平成30年度静岡県森の力再生事業評価委員会現地調査(案):  (89KB)

【 審議事項 】

- (1)平成29年度事業分の評価対象箇所の検証
- (2)波及効果に関する事例報告

【 審議内容 】

詳細:  (363KB)

お問い合わせ

経営管理部総務局法務課  
静岡市葵区追手町9-6  
電話番号：054-221-3306  
ファックス番号：054-221-2099  
メール：[houmu@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:houmu@pref.shizuoka.lg.jp)

平成 30 年度 第 2 回 静岡県森の力再生事業評価委員会

日時	日時：平成 30 年 10 月 26 日（金）午前 10 時 00 分～午前 12 時 00 分
会場	静岡県庁 別館 20 階第一会議室 A
出席者	<p>○ 委員（敬称略）</p> <p>土屋智（委員長）、小南陽亮（委員長代理）、浅見佳世、木村美穂、五味響子、中村昭夫、波多野初枝、原田健一、松永祐司（9 人）</p> <p>○ 事務局（県側出席者）</p> <p>芦川経済産業部農林水産戦略監、藪崎森林・林業局長、清水森林計画課長、佐野農林技術研究所森林・林業研究センター技監、櫻井産業政策課班長 他</p>
次第	<p>1 開 会</p> <p>2 挨拶</p> <p>3 議 事</p> <p>(1) 平成 29 年度事業分の評価対象箇所の検証</p> <p>(2) 波及効果に関する事例報告</p> <p>4 そ の 他</p> <p>5 閉 会</p>
配布資料	<p>○ 次第、出席者名簿、座席表</p> <p>○ 配布資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 29 年度事業 個別事業評価調書</li> <li>・ 森の力再生事業の波及効果 ー新たな整備者の参入ー</li> <li>・ 台風 24 号に係る森林・林業関係の被害について</li> <li>・ 森林環境税（仮称）等の創設に伴う県の対応について</li> <li>・ 平成 30 年度森の力再生事業評価委員会現地調査（案）</li> </ul>

<p>結果概要</p>	<p>(1)平成 29 年度事業分の評価対象箇所の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 1 回評価委員会において選定した 22 箇所について、個別事業評価調書により、調査結果等を報告。</li> <li>・ PR 看板の効果及び費用についての検証が必要である。</li> <li>・ 事業者間での情報交換をすることで、全体の技術力を向上させることができるため、発表会等の開催を検討すること。</li> <li>・ 竹林を伐採する際には、残存木（スギ等）の風倒被害の可能性についても考慮する必要がある。</li> </ul> <p>等の意見が出された。</p> <p>(2)波及効果に関する事例報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「チーム北見フォレストワーカーズ」及び「（一社）日本自然環境保全協会」が新規参入した結果、雇用の創出や地域との連携事業などの波及効果が広がっている事例を報告。</li> </ul> <p>次回の評価委員会は 12 月 19 日（水）に現地調査を実施し、島田市と牧之原市の事業実施箇所で整備効果の調査を行う。</p>
-------------	--

平成30年度 第2回静岡県森の力再生事業評価委員会 議事録

日時：平成30年10月26日（金）

10:00～12:00

場所：県庁別館20階第一会議室A

（櫻井 経済産業部産業政策課産業政策班長）

ただいまから平成30年度第2回静岡県森の力再生事業評価委員会を開催いたします。私は司会を務めます経済産業部産業革新局産業政策課の櫻井と申します。よろしくお願ひいたします。

初めに、委員の出席状況について御報告いたします。お手元の次第の裏面の委員名簿を御覧ください。本日は10人の委員のうち9人に御出席いただいております。よって、静岡県森の力再生事業評価委員会設置要綱第5条第2項の規定に基づき、過半数を超えていますので、本委員会は成立していることを御報告いたします。

最初に、経済産業部農林水産戦略監の芦川から挨拶を申し上げます。

（芦川 経済産業部農林水産戦略監）

日ごろ県行政もしくは森林林業行政に御支援賜り、誠にありがとうございます。

本日はお忙しい中、本年度第2回目の森の力再生事業評価委員会に御出席賜り、お礼申し上げます。

御案内のとおり、県は平成18年度からもりづくり県民税を預かり、県民共通の財産であります森林の持つ山崩れ防止や、水を蓄えるなどの「森の力」を回復するために、荒廃した森林の整備に取り組んでおります。

第2期計画では平成28年度からの10年間で、1万1,200haの整備を目指してございまして、28年度から29年度の2年間で2,079haを整備してまいりました。今年度は1,188haの整備を目指しているところでございます。

さて、近年は「観測史上類を見ない」というような表現が言われるように、激しい台風、豪雨に見舞われまして、大水害や土砂崩れの被害を被っております。

記憶に新しいところでは、9月30日の台風24号により山地災害や風倒木被害が多く発生してございまして、その対策に今大車輪で取り組んでいるところでございます。

風倒木被害箇所では、今後の大雨による丸太の流出で被害が拡大しないように、本事業を活用して整備を進めてまいりたいと考えております。また、災害を未然に防ぐためにも、引き続き、荒廃が進み、緊急に整備が必要な森林の再生を進めてまいりたいと考えております。

本日の委員会では、平成29年に整備した箇所の中から、第1回目の委員会で選定していただきました22カ所について、事業の内容や現地調査の結果を報告いたします。また、本事業の波及効果といたしまして、地元自治会や観光協会と連携した取り組み事例についても御報告申し上げますので、それぞれ御審議をお願いいたします。

長時間の審議となりますが、本事業を評価・検証していただく委員の皆様には、忌憚のない御意見を賜りたいと存じております。本日はよろしくお願ひいたします。

（櫻井 産業政策班長）

それでは、芦川農林水産戦略監はこの後、所用がございまして、申しわけございませんが、議事

に移らせていただく前にここで退席させていただきますことを御了承願います。

(櫻井 産業政策班長)

それでは、本日の議事について御説明いたします。まず平成 29 年度事業について、7 月 31 日の第 1 回の評価委員会で選定していただきました評価対象箇所 22 カ所につきまして、事務局が事業評価調書を説明いたしますので、御意見をお願いいたします。次に、波及効果に関する事例報告をいたします。議事については以上です。

なお、本日の皆様から御発言いただく御意見、御提案につきましては、評価提言にかかるものとしたしまして、事務局にて事業評価書案としてまとめさせていただきます。この事業評価書案につきましては、第 3 回の評価委員会において審議いただき、決定させていただきます。

最後に、本委員会は県の情報提供の推進に関する要綱に基づく公開対象となっております。本日の議事の内容につきましては録音をいたしまして、議事録を作成し、後日皆様に御確認をいただいた上で、県のホームページなどで公開をいたします。

それでは、議事に移ります。今後の進行につきましては、土屋委員長をお願いいたします。

(土屋委員長)

議事に入る前に御挨拶を申し上げます。

さきの台風は、瞬時に過ぎてしまったという感じがありますが、朝起きてみたらマンションの隣にある神社の木が 5, 6 本倒れていました。中には、真ん中からポキッと折れたものもありましたので、風はやはりすごく強かったんだらうとうかがえます。

また、国道 52 号で山梨へ抜けるところに立派なスギ林があるんですけども、1, 2 カ所、崩壊地があつて、その周辺も倒れている木が散見されました。

あつという間に過ぎた台風でしたが、結構被害が大きいと感じましたので、早急に対策を進めていただきたいと思います。

それでは、早速に議事に入りたいと思います。平成 29 年度事業分の評価対象箇所の検証について、事務局から説明を願います。

(遠藤 森林計画課森の力再生班長)

議事 1 につきまして、お手元の資料 1 を使って説明させていただきます。1 番から 22 番まで記載してございます。これは第 1 回の評価委員会で選出していただいた箇所になります。本日はお時間の関係もございまして、この 22 カ所の中から 8 カ所を説明したいと思います。8 カ所は、主に単価が高いという理由で選定された箇所、あとすべての農林事務所が該当するような形で選定して説明させていただきたいと思います。質問はすべての調書についてしていただいて構いませんので、よろしく願います。それでは資料に沿って説明します。

まず人工林再生整備事業について 4 カ所、続けて説明をさせていただきます。

#### 【調書①】

資料 1 の横にナンバーがついていますが、1 番を御覧ください。こちらはチーム北見フェレストワーカーズが西伊豆町大沢里で 24.44 ha を整備した箇所です。面積が賀茂農林事務所管内で最も広いことから、評価対象に選ばれました。整備者は平成 27 年度に新規参入した団体で、山林の管理、森林の育成などを目的に、平成 26 年に設立され、これまでに松崎町や西伊豆町で間伐や素材生産な

どを行っている団体です。

1 事業概要の表がごございますが、補助金額が 1,891 万 1,000 円です。事業期間は 4 月 1 日から翌年 1 月 31 日まで、作業の内容は、強度の間伐である環境伐 24.44 ha、木製構造物の設置 301m、作業道設置 1,752m、歩道の設置 2,531m、調査計画、あとその他知事が認める作業として管理看板 1 基設置を行いました。

2 の事業の必要性ですけれども、ここの整備地は、傾斜が 35 度以上と急なことから、所有者による整備が困難な森林で、適切な整備が行われず、下層植生が消滅していたことから、放置しておくとならば森の力の大幅な低下が危惧されました。

3、採択要件のうち、整備者の適格性は、団体概要、専門技術者の経歴書、チェンソー特別教育修了証など、書類により確認をいたしました。また、権利者は森林の立木竹に所有権を有する者であることを登記事項証明書で確認しました。

対象地は、公益性、困難性、緊急性を有していることを、①森林概況一覧表、②標準地調書、③荒廃状況写真、④現地調査、この手法により確認をしております。

4、事業内容の評価ですけれども、評価に当たり、整備から 7 カ月経過した今年 8 月 29 日に現地調査をしております。その結果は、強度の間伐をしたことで、地面に十分な光が当たっていました。また、既に下層植生として、主にシダ類ですけれども、発生が見られました。また、設置した簡易作業路の作業車道と歩道は、現在でも適切に使える状況になっておりました。

5、その他特記事項波及効果等ですけれども、作業道周辺の伐採木を、県森連及び合板工場の株式会社ノダに搬出し、また林地内で木製構造物としても木材を利用しました。木材の使用量は、搬出して利用した材積が 724 m<sup>3</sup>、木製構造物で使用した量が 13 m<sup>3</sup>です。この整備地で伐採した推計の伐採材積は 4,091 m<sup>3</sup>と推計されるので、この量の割合からすると 18%の木材を利用したことになります。当事業としては比較的多い量であり、この現場では作業道を設置して、車両が林内に入れるようになったということが大きな理由です。

6、総合的評価及び今後の対応のうち、総合評価ですけれども、事業目的に合致した整備であり、今後森の力の回復が期待できると考えております。

今後の対応は、整備者、権利者が定期的に行う巡回により、回復状況の把握に努めていきます。

次のページを御覧ください。こちらが整備実績総括表になってございます。真ん中辺に伐採という欄がございますけれども、群状、単木となっております。群状とは、おおむね 5 m 四方の一群の木を伐採することです。単木とは 1 本ずつ偏りなく伐採します。この整備地では、この 2 つの手法を合わせて、合計 40%の伐採率で伐採しております。

次のページが経費の明細になります。作業種ごとに経費を算出しております。例えば資材費は、燃料や消耗基材など、労務費は労務賃金等、管理及び事務費は事業の実施に必要な管理にかかる光熱費や労務管理費、保険料、事務用品などとして区分しております。作業種ごとにまとめてございます。

その次のページからが位置図になります。位置図 1 は整備地の西伊豆町大沢里の位置を示しています。位置図 2 の下の図が整備範囲を示しています。緑色に着色して赤く囲われている部分が整備した範囲です。中にあります青い 2 本線が作業車道の設置した箇所です。紫色の二重丸が管理用看板を設置した場所です。

次のページが整備写真です。上の 2 段が左右で整備前後の写真となっております。左側が整備前で、林内が暗い状況となっており、下層植生が消滅しています。整備後は明るく地表に光が届いています。3 段目は、設置した管理用看板と、作業車道の整備直後の写真です。一番下の 2 枚が 8 月 29 日に現

地調査した状況です。写真は、既にシダ類などが目立つ部分の写真を掲載してあります。また、作業車道はつい最近まで使っていたということもあり、使用できる状態が保たれています。1番につきましては以上になります。

#### 【調書⑤】

次に飛びまして5番の整備地について説明をさせていただきます。富士市南松野で静岡中部林産事業協同組合が23.84haを整備しました。補助金額は1,716万1,000円です。面積が富士農林事務所管内で最も大きいことから評価対象となりました。作業種は環境伐、木製構造物、歩道などです。事業の必要性は、傾斜が35度以上と急なことと、下層植生が消滅していました。

採択要件は、整備者、権利者の適格性は書類で、対象地の適格性は書類と現地調査で確認しております。

評価のため、今年8月28日に現地調査した結果は、間伐をしたことで、一部では既に下層植生の発生が見られました。また木製構造物が機能し、土砂の流出等は見られませんでした。

その他特記事項は、整備後の森林を見た周辺の所有者から、整備を希望する話が出るなど、整備箇所拡大につながっています。木材使用量は、簡易木製構造物への使用のみで、全体の1%です。量が少ない理由としては、ここは地形が急峻、特に道が接しているところの地形が急峻だったため、作業車道を設置できなかったことから車が入らず、林地の外に搬出をすることができなかったことによります。

総合評価は、目的に合致した整備であり、今後森の力の回復が期待できます。また、巡回により、回復状況の把握に努めます。

次のページが総括表となっております。こちらは伐採の手法は、群状、列状、単木を組み合わせております。群状は先ほど説明したとおりで、列状とは、概ね5m以上の幅で列状に伐採をします。この3つの切り方を合わせて、合計で40%の間伐率となるように伐採をしております。

次のページが経費の明細となっております。

その次のページが位置図です。1枚めくっていただくと位置図2がございますが、下の図のピンクの範囲が整備地となっております。紫色の二重丸が管理用看板の位置です。整備写真は上の2段が整備前後の写真、下から2番目は作業歩道と管理看板の写真、一番下は木製構造物の整備直後の写真です。下の右側の写真が8月28日の状況で、既に下層植生の発生が多く見られた箇所の状況の写真となっております。

#### 【調書⑥】

続きまして6番を御覧ください。静岡市口坂本で井川森林組合が24.96ha整備しました。補助金額は3,098万8,000円です。面積が中部農林事務所管内で2番目に広いことから評価対象になりました。作業種は環境伐、木製構造物、作業車道、歩道、調査計画です。その他とありますが、後ほど説明しますが、路面工、PR看板、獣害防止柵の設置等を行っております。

採択要件は、他と同様に、書類と現地調査で確認をしております。評価のため、今年9月6日に現地調査をした結果は、十分に地面に光が当たっており、一部では下層植生の発生が既に見られました。また、現地調査の直前に台風による大きな降雨がありましたが、簡易木製構造物等が機能しており、林地外への土砂の流出は見られませんでした。作業道にも被害は見られませんでした。

その他特記事項のうち、木材利用量は搬出772m<sup>3</sup>、あと木製構造物利用89m<sup>3</sup>、合わせて21%でした。こちらは道路に隣接していることから、整備作業の安全性と効率性を確保するために、作業車道を林地内に2,000m設置しております。その周辺の丸太を車両によって運搬することができたことか

ら利用を進めて、結果として割合が大きくなりました。

主要地方道南アルプス公園線沿いに位置し、整備効果が、見て非常にわかりやすいことから、モデル林としてPRに活用することができるような場所となっております。

総合評価は、目的に合致し、森の力の回復が期待できます。今後の対応は、巡回により状況の把握に努めます。

次のページが総括表です。中段のちょっと下の方に事業量とございます。この中でその他としまして、1式とありますけれども、この内容は伐採木の移動、路面工、PR用看板となっております。伐採木の移動は、通常切った木は、その場所周辺に集積して、固定するんですけども、ここは下に沢がありまして、木製構造物を多めに設置しております。その適正な設置のために、木材を移動したものを計上してあります。路面工は、道を入れていますが、軟弱な路盤を補強するために必要な砕石を入れております。PR用看板は、南アルプス公園線から整備効果がわかるように設置をいたしました。

付帯する作業等としては、1式で根株処理、獣害防護柵とありますが、根株処理は、作業道の路肩を保護するために、伐採して残った木の根の部分の部分を盛土の法尻に埋め込む処理をしていることと、あとの現地はニホンジカとカモシカの両方の害が、強めに見られる場所であったことから、獣害防護柵を設置しております。

次のページがそれぞれの経費の明細となっております。

その次のページが位置図です。黄色が口坂本の場所で、1枚めくっていただいて位置図2ですけれども、上の図の水色で塗った部分が今回の整備範囲になります。上の図の赤い点線が簡易木製構造物を設置した場所になります。黒い実線は歩道を設置した場所になります。赤い丸が道路沿いでPR看板を設置した位置です。

下の図は、水色の二重線が作業車道を開設した場所、赤い実線が獣害防護柵を設置した箇所になります。

次のページの写真ですけれども、1段目、左右が環境伐の整備前後の写真です。2段目からが、それぞれ簡易構造物、作業歩道、作業道の開設、獣害防護柵の設置状況、一番下がPR看板の写真になります。

次のページにも写真がございしますが、これが今年9月6日に現地調査をした写真です。きれいに間伐されるとともに、林内にはきれいに木製構造物を設置してあり、また切った木も等高線と平行になるような形で集積をして固定しております。設置した獣害防護柵や道も現状ではきれいに残っております。6番につきましては以上です。

#### 【調書⑧】

最後に評価調書8番です。志太榛原農林事務所管内で、島田市大草で、特定非常利活動団体里山どんぐりの会が1.11haを整備しました。補助金は180万4,000円です。整備面積あたりの補助金単価が1ヘクタール当たり約162万5,000円と、最も高かったことから評価対象になりました。作業種は環境伐、木製構造物、歩道、調査計画で、その他は管理看板になります。採択要件などは書類と現地調査で確認しています。評価のための現地調査は今年8月14日に行いました。

5その他特記事項ですけれども、この整備地の単価が高くなった要因としては、歩道の開設延長が整備した面積の割に長いということによるものです。細長い形状をしている整備地のため、妥当な延長であると今回は判断しました。1つ説明が前後しますが、2ページをめくっていただくと位置図2がありまして、下の図が整備の平面図になります。黄色い部分が伐採範囲で、青い実線が歩道を設置した箇所になります。整備地がこのように横に細長く、面積に対して設置した歩道の延長が長くなっ

ています。

戻っていただきまして、評価調書のその他特記事項の説明を続けます。整備者は今年10月20日に地域住民を対象として森づくりイベントで広葉樹の植栽を行いました。今後地域と一体となった管理が期待できます。また伐採木の利用は推計伐採材積の4%です。車道を設置できなかったことから搬出をしてないということが少ない理由になっております。

次のページが総括表です。伐採率は45%です。

その次のページが経費の明細です。この中で3番目の簡易作業路設置歩道1,000m、こちらが整備面積の割に大きくなっております。

1ページめくっていただくと、先ほど見ていただいた位置図の横に整備写真がございます。上の2段が環境伐の整備前後、下の2段は8月14日に現地調査したときの写真です。

人工林再生整備の一般型の説明は以上4件となります。今説明した箇所、また説明しない箇所についても御質問等ありましたらお願いいたします。

(土屋委員長)

資料1の一般のところ、1番、5番、6番、8番が説明されましたが、それも含めて13カ所について、何か御質問、御意見ございますでしょうか。

(小南委員)

6番の調書で、かなりしっかり獣害防護柵を設けていますが、整備前後の写真を見ると、柵の中と外ではっきり傾向が出ていて、柵を設けた効果は大きいなど見て取れます。今後期待できるわけですが、この防止柵の今後のメンテナンスというのはどういうふうを実施されるのか、御説明をお願いしたいと思います。

(遠藤 森の力再生班長)

整備を実施する際に、整備者、権利者、あと県と協定を結んでおりまして、その協定の中で10年間は適正に森林を管理していくという項目がございます。その中では、定期的に林地を巡回をして、状況を常に確認するということが定められております。その中で、この場合は整備者である井川森林組合が巡回を行いますので、その中で防護柵が破られてないかどうかを確認していきます。

(小南委員)

柵が破損していた場合の費用負担等はどういうことになるのでしょうか。

(遠藤 森の力再生班長)

基本的には巡回の中で見るということで、県で経費を出すということはないんですけれども、余りにも被害がひどかったり、再整備しなければ回復が見込めないということになりますと、もう一度柵をし直すとか、そういったことも補助金交付申請をしていただくということはあると思いますけれども、現状では整備者の責任でやっていただくという形になります。

(小南委員)

この防護柵設置は既にかなり、少なくとも写真を見る限りでは効果がありそうな感じがします。ただ、ここはシカ、カモシカが多いということですので、柵が1カ所破られますと、この柵の防止効果がかなり落ちてしまうということもありますので、今後メンテナンスにも十分気を配っていただくように、十分配慮いただきたいと思います。

(遠藤 森の力再生班長)

そのように整備者を指導していきます。

(浅見委員)

作業道ですが、防護柵と同じように、整備者、権利者が定期的に巡回を行うということで、事業費にはメンテナンス費用が想定されてないと思いますが、予算がついてないにもかかわらず、整備者、あるいは権利者が整備するという事は、そこの整備を今後とも続けていくことによって、何らかのメリットがあるのでしょうか、というのがまず1点。

それから、調書8番の里山どんぐりの会の細長い形状の施工箇所ですが、細長いので作業道を密に入れなきゃならなかったために単価が高くなったと御説明いただきました。

作業道を密に入れた理由として、この施工地の場合は、作業の後に皆さんで森づくりイベントを実施したと書かれていましたので、密度が高いのはこういう効果に重きを置いているからではないでしょうか？そうであれば、あえて密度の高さを土地の細長さの形状に理由づけるのではなく、今後イベントなどを行っていく点を考慮したという説明があっても良いのではと思いました。

それとも面積とか密度を考えた上で、やはり同様の説明になったのかどうかという点をお聞きしたいです。

(遠藤 森の力再生班長)

まず道路のメンテナンスの費用につきましては、先ほどちょっと説明したとおり、基本的に事業費からは出ません。この事業の目的としては、これまで困難性が高くて、所有者の手が入れられなかった森林の初期整備というところが一番の目的になっております。1つは、今回整備したことで、間伐が必要な分は進められたということになります。

道路は、効率性と安全性を確保するために設置はするんですけども、手を入れられなかったところに、今回のように道を入れたことによって、所有者がみずから、または整備者も林地に容易に入っていけるようになりますので、そういったところで、森林の管理自体が容易になるということと、目が向くというそういうところもこの事業の効果としては狙っています。

ただ、元々の道をつくる目的が、ずっと恒久的に使う道をとるものではないものですから、管理期間中の費用というのは、制度の中では見ないようになっています。ただ、当然、整備のときだけでなく、その後の管理にも使っていただけるように、計画をつくってもらうような指導はしております。

(浅見委員)

わかりました。

(大石 森林計画課技監)

今、遠藤の方で答えたことで間違いはないんですけども、開設する目的の1つとしまして、そもそ

も森林整備する労務の方々、その方々がアクセスしやすい、要するに労働負荷の軽減という意味合いで道をつけるというのが元々の発端です。ですから、作業に行くのに、車とかで移動した方が、当然労働負荷が軽減しますよね、そういうことで道を入れております。で、せっかく入れた道なので、その後も管理に使っていただきたいということで、そういう指導をしております。

(志太榛原農林事務所)

2番目の質問の密度の話ですけれども、確かに委員がおっしゃられた理由もございます。ただ、面積が少なくて長細いという中で、全体数が先ほど20haとかそういう中で道を入れるよりも、1haそこそこの中で道を入れたということで、相対的にはそれで密度が高くなっているという理由がございます。

ただ、委員おっしゃられたように、この団体の会員は定年退職された方が多いこともあり、労働負荷を軽減するという意味もあって、丁寧に歩きやすい道を入れていただいています。

かつ、先ほどイベントの話もございましたけれども、今年10月20日にイベントをやっている、今回は残念ながら一般の方は来られなかったんですけれども、通常イベントには一般の方も来られる場合が多いので、現地で案内しながらやっているということがありまして、そういったことを総合的に加味して、できるだけ使いやすい道にさせていただいているということでございます。

(松永委員)

この調書8番ですけれども、ほかに比べると総面積が極端に小さいですよ。ほかの小さい箇所を見ると、竹林とか台風の被害箇所であったりしますが、そういう理由がなくて、この1.11haというところしかできなかったというのは、大体地形は似ていると思いますが、ここだけやった理由は何かあるのでしょうか。

(大石 森林計画課技監)

ほかの整備者は森林組合とか民間の企業ですね、そういうところで、どちらかという生業として生計されているような事業体なんですけれども、このどんぐりの会はそういう生業というよりは、仲間で楽しく森林整備をやっているという団体なものですから、そういう中でこの森の力再生事業を活用して森林整備をやっている。ですから、そんなに作業効率がよくはないと思います。

ですから、それで2ha、3ha整備するというのは、ちょっと難しい、そしてあと高齢化、なかなか年齢の高い方が多いものですから1ha、最低基準が1ha以上だものですから、それぐらいでコツコツと整備していくというのが、このどんぐりの会は平成19年か20年くらいから、ほぼ毎年のように1haぐらいを整備していて、活動していただいている団体ですので、特に委員のおっしゃるような、何か特別な理由があるかというのと、その程度の理由であると思います。

(土屋委員長)

よろしいでしょうか。あと他には何かございますか。

(浅見委員)

調書6番の説明の中で、下に沢があるので、木製構造物をたくさん設置したということですが、そ

れは雨のときに沢に流れないようにということを考慮したからでしょうか。

(遠藤 森の力再生班長)

No. 6の井川森林組合のところでそういう説明をしたかと思います。こちら非常に、中でも傾斜が急な場所で、しかもこの口坂本の土壌が割と軟弱なこともありまして、木材構造物を割とたくさん設置しております。道路下に沢があるものですから、そちらの沢に大雨で土砂や伐採した丸太が流出しないような処置をとっております。

(土屋委員長)

それでは、続いて災害と竹林・広葉樹についての説明をお願いします。

(遠藤 森の力再生班長)

資料1の14番と15番が災害で、16番から22番が竹林・広葉樹になっております。人工林再生整備の災害対応型について1件と、竹林・広葉樹林等再生整備3件、合わせて4件について説明させていただきます。

#### 【調書⑮】

最初に15番を御覧ください。災害対応型です。静岡市清水区由比入山で、協同組合森林施業静岡が0.32haを整備しました。補助金額は333万2,000円です。整備面積当たりの単価(1ha当たりの補助金額)が1,041万2,500円と、災害対応型の中で最も高いことから評価対象になりました。

作業種は、集団で発生した倒木を伐採処理する倒木等処理0.32ha、あと木製構造物20m、作業車道20m、調査計画、その他となっております。その他は後ほど細かく説明しますが、処理木の移動・運搬、管理看板となっております。

事業の必要性ですが、当該整備地は平成26年度の台風による風倒被災地で、倒木が集団的に発生しており、所有者による整備が困難な森林でした。また河川に隣接しており、そのまま放置すると倒木が流出し、川をせき止め、土石流が発生する恐れがあることから、倒木等処理を実施しました。

被害率は、林地の中で何パーセントの木が倒れているかという率ですけれども、100%であり、伐採木が大量に発生することから、すべてを整備地内に放置することは二次災害の危険もあるため、搬出する必要がありました。採択要件は、一般型と同様に、書類及び現地調査で確認しました。

事業内容の評価のため、今年8月30日に現地調査を行いました。その他特記事項ですが、単価が高くなった要因ですけれども、伐採木の移動・運搬を行ったことによります。これは二次災害の危険があるため、今回は必要な作業と判断して計上いたしております。

また、木材の利用率はすべてを搬出しているということなので、推計伐採材積の86%と、非常に高くなっています。

総合的評価は、目的に合致し、森の力の回復が期待できます。

今後の対応は、巡回により状況の把握に努めます。

次のページは総括表となっております、伐採の内容は、倒木処理、100%の被害率で、0.32haを実施しております。

次のページが経費の明細でして、下から2番と一番下が、その他知事が認める作業ということになりますが、処理木の移動・運搬ということで、約200万円要しております。

次のページが位置図で、1枚めくっていただきますと位置図2とございます。この中で黄色い部分

が今回の整備地となっております。隣の緑色の整備地は、平成 28 年度の整備地で隣接しています。1 回ですべての木を処理することができなかつたので、このように 2 カ年で整備をしています。この中の水色の実線が作業車道で、赤い丸印が管理看板を設置した箇所です。

次のページが写真になります。一番上が整備前後で、手前から、昨年度整備した場所から撮っていますので、手前は木が何もない状態で、その奥が木が傾いておりますけれども、これがすべて風倒木ということで、今回伐採して搬出処理をいたしました。あとは簡易木製構造物と簡易作業路、管理看板の写真になります。一番下が今年 8 月 30 日の状況写真です。倒木がなくなったものですから、非常に明るく、既に草本が繁茂している状況になっております。

#### 【調書⑰】

次に竹林・広葉樹林等整備の説明をさせていただきます。17 番を御覧ください。田方郡函南町日守で、有限会社鈴木造園が 0.33 ha を整備しました。補助金額は 97 万円です。面積が東部農林事務所管内で最も広いことから、評価対象になりました。

主要な樹種はマダケ・モウソウチク、すべて竹です。伐採前の立木密度が前後と書いてありますけれども、伐採前は ha 当たり 1 万 3,600 本という非常に高い密度で生えていました。作業種は、樹種転換を図るために竹を伐採する整理伐を 0.33 ha、調査計画、あとその他として管理看板 1 基設置しております。

事業の必要性は、公益性が高いにもかかわらず、傾斜が 45 度と急なことから、所有者による整備が困難な竹林であり、竹が密生し、下層植生は消滅していたことから、広葉樹林に樹種転換を図るよう、伐採を行いました。

整備者、権利者の適格性は必要な書類を確認しております。

対象地の適格性ですけれども、公益性、困難性、緊急性を有していることを森林概況一覧表などの書類と現地調査で確認しました。また竹林の場合は、この 3 つの条件以外に、整備する森林が広く県民に供される、または広く県民生活に影響を及ぼすなどの公共性を有していることも要件となっております。この整備地は斜面の下に県道が走っていることから、その公共性の条件も満たしているというふうに判断しました。

事業内容の評価のために、今年 9 月 14 日に現地調査をした結果、土砂の流出等は見られず、集積固定した竹は安定していることを確認しました。

その他特記事項ですけれども、放置竹林は景観を損ねていましたが、整備により改善しました。

総合的評価は、事業目的に合致した整備であり、今後森の力の回復が期待できます。

今後の対応は、ふたたび竹林に戻らないように、4 年程度は若竹刈りを確実にを行うよう指導するとともに、巡回により回復状況のは把握に努めていきます。

次のページが総括表になっております。

その次のページが経費の明細です。内容としてはシンプルに整理伐、調査計画、看板設置という形になっております。

次のページからが位置図になります。赤丸が整備地ですけれども、その横に通っている黄色い線が県道になります。1 枚めくっていただくと、伐採した範囲を赤く囲った地図が位置図 2 であります。

整備写真ですけれども、上から 1 段目と 2 段目が整備前後の写真になります。非常に濃い密度で生えていた竹を伐採して、これは整備地内に集積固定して処理しております。次の写真は管理看板です。下の 3 枚が 9 月 14 日の状況です。竹の再発生などは今のところ抑制されていることが確認できます。

#### 【調書⑱】

次に 21 番を御覧ください。菊川市中内田で、株式会社西島土木が 2.94 ha を整備しました。補助金額は 454 万円です。整備面積当たりの単価（1ha 当たりの補助金額）が 155 万 8,000 円と、竹林・広葉樹林等再生整備の中で最も高いことから評価対象になりました。主要な樹種はスギ、ヒノキ、タケとなっております。幾つかの整備をしているんですけれども、最も事業費が多い作業種が竹を伐採する整理伐となっていたことから、今回は竹林・広葉樹林に区分しました。

整備地内には、それ以外にスギ・ヒノキの人工林と、あとその一部に台風による倒木もありました。なので、作業種としては環境伐、倒木等処理、整理伐、木製構造物、作業車道、調査計画、PR 看板設置というふうに作業種は多くなっております。

事業の必要性は、傾斜が 20 度以上と急なことから、所有者による整備が困難な人工林であり、下層植生が消滅する恐れがあることに加え、倒木の発生や竹の侵入が見られ、早急な整備を要しました。適格性は必要な書類や現地調査で確認しました。

評価のため、今年 8 月 27 日に現地調査をした結果、竹の再発生や土砂の流出は見られず、集積固定した竹は安定していることを確認しました。

その他特記事項は、この整備地の単価が高い要因を記載してあります。要因は、竹林整備に加え、環境伐、及び倒木処理を一体的に実施し、作業種が多くなったことによります。このような森林で、高い整備効果を発揮するためには、このように一体的に整備することが必要であると判断して、妥当であるというふうに判断しました。

総合的評価は、事業目的に合致した整備であり、今後森の力の回復が期待できます。

次のページが総括表です。間伐する環境伐は 2.46 ha を 45%で行っております。竹を伐採する整理伐は 0.26 ヘクタールで 100%の伐採をしております。倒木等処理が 0.22 ヘクタールで 54%の被害率で整備をしております。

その次のページが経費の明細となっております。それぞれの作業種をこのとおり実施しております。上から 3 番目の整理伐竹林の事業費が最も多いことから、今回分類としては竹林・広葉樹林に分類いたしました。

次のページから 3 ページ図面が続きますが、1 ページめくっていただくと位置図 1 があり、赤い色をつけている範囲が今回整備した整備地です。飛び地ですけれども、3 カ所に分かれています。この 3 カ所の中に、人工林が A から F まで、倒木処理が 2 カ所で A B、竹林が A B C と、細かく分けて、それぞれを測量して事業量を出しているような箇所になります。

次のページは写真です。一番上が人工林の環境伐の整備前後の写真、2 番目が竹林の伐採前後の写真です。下から 2 段目が今年 8 月 27 日の状況写真で、左側が人工林右側が竹林の状況で、草本類などの発生が見られます。道から近い見渡せるところに整備地があるので、ここは PR 看板を設置して、事業の効果を PR しております。作業道の状況も問題がないことを確認しております。

#### 【調書②】

続きまして最後になりますけれども、22 番を御覧ください。浜松市西区神ヶ谷で、引佐町森林組合が 0.78 ha を整備しました。補助金額は 439 万 1,000 円です。面積が整備農林事務所管内で、竹林・広葉樹林としては最も広いことから評価対象になりました。

作業種は、樹種転換を図るために竹を伐採する整理伐、調査計画、その他となっております。

事業の必要性は、傾斜が 30 度以上と急なことから整備が困難な竹林で、竹が密生し、下層植生が消滅していたことから、広葉樹林に樹種転換を図るよう、伐採を行いました。適格性は、同様に必要な書類と現地調査で確認しております。

評価のため、8月22日に現地調査をいたしました。その結果、既に多数の草本と一部広葉樹の発生が見られ、竹の再発生は抑止されていることを確認しました。

この場所のその他特記事項としましては、公園や道路からよく見える場所にあり、事業の成果がわかりやすい整備地です。また、拡大した放置竹林が景観を損ねていましたが、公園からよく見えるということもあり、整備により非常に改善しました。

総合的評価は、事業目的に合致した整備であり、今後森の力の回復が期待できます。今後の対応は、竹の駆除が順調に進んでいることから、今後は多様性のある広葉樹林への樹種転換に向けて、植生推移にあわせた作業の指導を行ってまいります。

次のページが総括表、その次のページが経費の明細となっております。

続く次のページから位置図ですけれども、平面図の赤で囲ってあるところと、黄色で囲ってあるところが今回整備をした竹林の範囲になります。右側の広いところが公園になります。

整備写真になります。一番上と2番目が整備前後の写真になります。竹が非常に濃い密度で発生していたので、すべて伐採しました。一番下が今年8月22日の状況です。

災害対応型と、竹林・広葉樹林の再生整備の説明は以上4件になります。御質問等ありましたらお願いします。

(土屋委員長)

何か御質問、御意見ございましたらお願いします。

(浅見委員)

御説明いただきました17番と22番、両方ともかなり密生した竹林で、特に17番は1万何本も密生していたということですが、調書の「6 総合的評価及び今後の対応」欄を見ますと、17番は、「若竹刈り」と、「巡回」と書かれていますが、22番は、「樹種転換に向け、植生推移に合わせた指導を行う」と書かれています。

どちらも調書の「2 事業の必要性」を見ますと、「竹が密生し、下層植生が消滅していたことから、樹種転換を図るよう皆伐した」となっています。その点では一致していますが、今後の対応で、「樹種転換に向け指導、植生推移させる」という文言があるのとないのとがあるというのが気になりました。いかがでしょうか。

(遠藤 森の力再生班長)

今後の対応としましては、若竹刈りを4年程度行うということは共通して指導しているところでございます。なので、No.22の方も書いてはいませんが、当然のこととして、発生する若竹を刈ることは行ってまいります。

(浅見委員)

17の方は、若竹刈りは行うけれど、新たな樹種を導入するなど樹種転換の文言が書かれていませんが、どうされるのでしょうか。

(遠藤 森の力再生班長)

両方そうなのですけれども、竹をすべて伐採することによって、自然に発生する広葉樹等の生育を促しますので、どちらも広葉樹林を目指します。

(浅見委員)

わかりました。推移に向けて何か特別に積極的にするというわけではないということですね。

(東部農林事務所)

17番の周囲が広葉樹林ということで、竹の発生を抑える若竹刈りをしまして、その後、周囲の木から種が飛んできて、そこで広葉樹が育成することを期待して待つということを考えています。その経過を見まして、その育成が見込めないということでありましたら、植栽も検討していきたいと思いますが、現段階では竹の侵入を防いで、周辺の広葉樹の種子からの発芽を期待して、広葉樹林化を目指すこととしております。

(浅見委員)

わかりました。あと1点ですが、竹の処理方法については、17番は伐採のみですが、22番は除草剤も使用しています。これは今後若竹刈りを楽しむ場合とそうでない場合など、その辺は所有者との意見の交換の上で決めていくという理解でよろしいでしょうか。

(西部農林事務所)

22番の現場について御説明いたします。こちらにつきましては、記載してございますように、補助申請外ではありますが、除草剤、商品名でいいますとラウンドアップハイロードを使って処理してございます。整備者、それから所有者の皆さんとの調整の中では、若竹刈りを楽しむというよりは、竹を着実に処理するところに重点を置き、このような施工をしたと伺っております。

(土屋委員長)

ほかにはいかがですか。

(五味委員)

管理用看板とPR看板というのを使い分けていらっしゃる、必ず施工地には看板をつけるということはすごくいいことだと思います。ただ、前回もその様式について統一感を出したらいかがでしょうか、という話をさせていただきましたが、ぱっと見て、大分まだ差がありまして、例えば、19番のNPOの里山再生クラブさんがつくったPR看板は、非常に写真も入って、資材費が10万円、労務費は3万円となっているんですが、16番の株式会社いしい林業さんが南伊豆町につくられたPR看板、こちらも写真付きですが、こちらの資材費が12万6,000円で、労務費が11万4,000円となっています。

NPOと株式会社の差もあるのかなと思いますけれども、PR費用をどれぐらいかけるかは全部補助金の中に算出されているわけですので、県としてこの程度のものはこれぐらいの価格でつくってくださという指導については統一感をとられた方が良く思ったんですけども、いかがでしょうか。

(遠藤 森の力再生班長)

PR看板につきましては、補助をする単価を設定しております。大きさも各種あるんですけども、大中小ということで、小が12万6,000円で、大が23万2,700円という設定にしております。基本は小でやってくださいということで、12万円以内ぐらいでできるように指導しておりますが、特にPR効果が高いと思われるところは、計画の段階でこの大きいものを設置するというのも可としております。整備者によって資材費と労務費の違いがありますけれども、これは1つは設置を慣れている方とか、作業の慣れぐあいもありますし、あと看板をそのまま業者に発注する場合がありますので、その場合はちょっと資材費と労務費の内訳が、場所によって確かに違うところがございます。

(大石 森林計画課技監)

今、遠藤が説明しましたように、PR用看板も大中小がありまして、規格が違います。この場合、規格が抜けていて、大きさがわからなくなっています。

(五味委員)

写真で判断するしかないですね。

(大石 森林計画課技監)

そうですね。例えば16番、総括のところに「PR用看板(大)」と書いたんですけども、経費の明細のところに規格をこれから入れるようにします。そうしないとやっぱり大きさがわからないものですから、かなり不親切な書き方だと思います。

それと、委員先ほどおっしゃったように、人件費じゃないかと、まさしくそうでありまして、資材は購入できます、だけど設置するのに、NPOさんとか、会社によっても人件費が違いますので、その辺は会社の規定といいますか、それがありますので、多少ばらつきがあるかと思います。どちらにしましても、看板規格等は記入するようにいたしますので、今後そのように対処していきますので御了解願います。

(五味委員)

それでは、その大中小に関しては指導するときに、ここはPR効果が高いから大きい看板でいいですよと御指導しているという理解でよろしいですか。

(大石 森林計画課技監)

この大中小に関しましては、実はこれ事業評価委員会の方で指摘を受けまして、PR用看板はもう少し大きいのをつくってもいいんじゃないのということで、大中小という3つの規格をつくりました。単価もかなり幅があるんですけども、本当はPR効果が高いところには大きいのをつけなさいよと、それほど高くないところは小でもいいんじゃないかということで指導しているところです。今後もそういう形で指導していきたいと思います。

(五味委員)

効果に見合った大きさというのは必要だと思いますが、本当に南伊豆町下小野に大をつける意味があるのでしょうか、それと私は労務費がすごく気になっていまして、労務費のことは会社に任されているとは思いますが、NPO法人だから安くいいという考え方は、私もNPOに関わっています

ので、ちょっと納得いかないなと思います。大きな看板は日数がかかったから労務費が高い、小さい看板はあつという間に立てたので労務費が低いならわかりますけれども、そこら辺がわかるようになるといいかと思いました。

(大石 森林計画課技監)

その辺ですね、余り徹底されてないものですから、設置するに当たっても、何日かかって、何人工かかったのかということを確認するような形にしたいと思います。実際、そういう、私どもの方ではそこまで詳細はわからないのですけれども、事務所の方では、きちっと確認して、補助金の実績を受理していますので、そういうのも事前に確認をこちらでもしておくようにいたします。

(五味委員)

私も看板を立てるということは大賛成ですが、実際その看板の効果をどうやって図っていくかということも、すごく大切だと思います。例えば最後に御紹介いただいた公園の近くの竹林整備がありましたよね。あれは、公園に来る人がその看板を見て、「あその放置竹林を森の力で整備してくれて、こんなにすっきりした公園になったんだ」という声が上がればわかりやすい効果だと思いますが、山の中とか、通りすがりの道では、どれぐらいの人が見るのかということも考える必要あると思います。もちろんPR看板の必要はありますけれども、看板のお金の使い方というのは少し検証していただくと良いと思いました。また、看板以外の全体的な森の力事業の広報にもある程度お金を投資する必要があると思います。

(大石 森林計画課技監)

おっしゃるとおりです。その辺の視点が欠けておりますので、その辺はまた勉強したいと思います。

(土屋委員長)

森林計画課で各事務所の対応がばらばらにならないように御指導願えればと思います。

ほかには何か。

(浅見委員)

これだけの資料を毎年作成して発表するという事は、素晴らしいことだと思っております。

これらの内容について、各整備者による技術的な発表会のようなものを実施するお考えではないでしょうか。

例えば6番の井川森林組合では、崩れやすい路肩に根株の処理をするなど、車道の維持にすごく効果がある工夫をしていますが、これを発表することによって、ほかの事業者も参考にされると思います。

例えば、兵庫県では、同じような取組みの里山林整備事業がありますが、毎年発表会を開催して事業に関わる人たちの技術を少しでもアップしていこうという取り組みをしておりましたので、静岡県でもどうかと思って提案させていただきました。

(大石 森林計画課技監)

ありがとうございます。私ども森林林業関係では、毎年、森林・林業研究発表会というものを行っ

ております。その中で、事例発表的なことも取り入れておりますので、そういう場所で発表する機会を検討していきたいと思っております。

(土屋委員長)

よろしく申し上げます。

続きまして、議事の2、波及効果について説明をよろしく申し上げます。

(山本 賀茂農林事務所農山村整備部長)

波及効果の資料です。新たな整備者の参入ということで、新たな整備者の参入によって、どういうことが生まれてきたかということの説明したいと思っております。まずは賀茂農林事務所、伊豆半島にありますがけれども、チーム北見フォレストワーカーズという会社があります。今回の1番の整備をした会社がチーム北見フォレストワーカーズであります。もう1つ、日本自然環境保全協会という団体がありますけれども、こちらについても説明いたします。

チーム北見フォレストワーカーズは、平成26年に設立されて、北見さんが構成16人ということで、森林整備とか地域活性化を図る事業を行っております。賀茂農林管内では、松崎町と西伊豆町の人工林の整備を年間40から50haやっていたという団体であります。

このフォレストワーカーズさん自体は、積極的にUターンとIターンの方を受け入れておまして、ほとんどの方がIターン、Uターン。地元の出身という方は2人ぐらいしかなくて、この北見さん自体もIターンで来られている方です。30年ほど前に来られた方で、この方は年齢60代ですが、非常に若い人たちを取り入れて、一番若い方で31歳、32歳、34歳という形で、割と若手の人たちを取り入れながら、木材生産もやって、将来的には素材生産業者としていけることを期待しているところでもあります。

重機などを使って伐採もしますし、細かな立木も特殊伐採という形の技術もやるという形です。今のところ地権者に声をかけて伐採するよう形になっておりますので、面的にまとまって整備をやっているという形ではないようなところがありますけれども、今後この森の力再生事業の効果というか、評判を聞いて、周りの人たちが地域をやっていただきたいということでやっていただくといいかなど思っております。実際、その40から50haを毎年整備ができるということは、それだけの評価をいただいているものだと判断しております。

次に一般社団法人の日本自然環境保全協会につきましては、この団体は竹林・広葉樹林の再生整備と利活用についてやっていただいております。構成員も若い方が多いです。森の力再生事業は平成27年度からやっておりますが、下田市を中心に人工林と竹林等を整備しております。主には竹林整備、人工林はほとんど1カ所ぐらいしかやっていませんけれども、整備を行ってくれています。

地域との連携による事業の実施ということで、竹材を利用したイベントへの提供等を行ったり、自治会の要請を受けて、森の力再生事業で作業員の労務の軽減のためにつくった作業道について、整備後に津波避難に使えるように配慮しているということで、これから説明いたします。

その具体的な話としましては、「竹たのしみまくる下田」というイベントを明日までやっておりますけれども、昨年は2日間開いておりました。その2日間の竹材を提供したのが、この団体でございました。今年は10日間の開催ということで、今回は森の力再生事業の材料を使っておりませんが、竹材を使って、下田市のまちでこういう形の竹明かりのイベントが定着したというふうな大きな効果があります。

もう1つお話ししました竹林の整備にあわせて津波避難ができるようなところの作業道をあわせてつくったというか、作業道をその後使えるように整備をしたというような事例でございます。

どちらかという、日本自然環境保全協会というのは、森林組合等が整備しない海岸に近い方の山などを整備して、取りまとめながら、こういう形で地域に密着した整備を進めているというような団体でございます、今後も同様の取り組みが期待されるところでございます。私の方からの説明は以上でございます。

(土屋委員長)

それでは、何かただいまの波及効果の件について、何か御質問、御意見ございますでしょうか。

(五味委員)

すばらしい波及効果の御説明ありがとうございます。ちょっと思い出したことがあるので、他県の事例ですけれども、少し御紹介いたします。

NPO法人トチギ環境未来基地というものがございまして、そこの代表は、まだ40歳になったばかりの男性ですけれども、栃木の益子よりもずっと奥の本当に地域の人たちの手が入らなくなった森がありまして、そこに、元学校か何かの施設を利用して、若者たちが集まるところをつくりました。

若者を集めてここを整備する事業をしているんですけれども、2カ月か3カ月ぐらいずっと合宿をして、そこの森の整備をします。集まってくる若者というのは、今の社会で、少し引きこもってしまったり、ちょっと生きづらさを抱えた若者たちが中心です。それで地域の、子供とか、お年寄りと一緒に道の整備をしたり、森の教室をやったりと2、3カ月を過ごすことで、その若者たちは元気になってふるさとに帰っていくという活動を行っています。

若者支援と、それから森林の仕事の架け橋というか、コラボレーションみたいな形でやっていてすばらしいなと思ったものですから、昨年静岡にお招きして、お話を伺って、その後は会場の人たちと座談会をやってという企画をしましたけれども、非常に関心を持ってくださる方がいまして、40名定員があつという間に埋まってしまいました。

その方は、栃木だけではなくて、茨城にも同じような事業を広げていて、茨城環境未来基地というのをつくられたと聞いております。そういう若者が静岡にもあらわれるといいなと思います。若い人たちの中で、今「農福連携」といまして、農業と福祉の連携のNPOとか事業所がふえていますけれども、北見フォレストワーカーズさんのお話を聞いて思い出しましたので、御紹介いたしました。静岡でもそういうお話があるということは、とてもいい事例だなと思いました。ありがとうございます。

(土屋委員長)

ほかには何かございますか。先ほど平成29年度事業の評価対象箇所をまたもう一度御覧いただいて、何か全体を通して御意見があればお願いします。

(小南委員)

竹林整備したケースで、例えば19番の箇所の整備後の写真、20番の整備後の写真を見ると、写真だけでは何とも言えないんですけれども、竹林を伐採し針葉樹を切り残した結果、かなり細い針葉樹が切り残されて、道路に面しているというように見える。

細長い針葉樹がまばらな形で残っているとすると、周りが開けた状態になっており、風をまともに受け、しかも細いということで、風に脆弱な状態になるかもしれない。

道路に面しているということになれば、強い風のときに道路に倒れて、たまたまそこを通過していた車に当たって、何らかの被害が発生するというようなことも考えられます。

どれぐらいそういった安全上の問題があるのか、写真だけでは何とも判断が付きませんが、現地でチェックしていただきたいと思います。

(土屋委員長)

今の意見に対して何かあればお願いします。

(中遠農林事務所)

この場所は元々針葉樹のスギ・ヒノキの山だったところが、竹が侵入して被圧されていまして、その竹を伐採したというところがございます。最終的に残った木が、写真のとおり、スギの木が何本か裸で残っているような状態で風倒等の恐れがあるかもしれませんので、今後状況を見ながら、注意していきたいと思います。

(大石 森林計画課技監)

竹林整備するに当たって、現地も当然事務所の方で確認しているんですけども、こういうところであれば、あわせてスギかヒノキなのか、わかりませんが、伐採することは可能ですので、地主の許可が得られれば伐採するよう指導していきたいと思います。中には、倒木処理なんかで、昔あったんですけども、全部倒さないで、少しでも残っていると、それは切らないでくれというような地主さんもいるものですから、地主の意向を確認してやっていきたいと思います。

(土屋委員長)

道路に面しているということだけではなく、電柱もありますから、そういうところは気を遣ってもらわないといけないかなと思います。よろしくお願いします。

ほかには何かございますか。

それでは、よろしいでしょうか。では議事は終了いたしますので事務局に進行をお願いしたいと思います。

(櫻井 産業政策班長)

それでは、委員長初め委員の皆様、長時間の御審議ありがとうございました。

その他といたしまして、事務局から台風 24 号による森林・林業関係の被害についてと、森林環境税（仮称）について情報提供いたします。

(遠藤 森の力再生班長)

参考 1 という資料をごらんください。台風 24 号による森林・林業の被害について御説明いたします。平成 30 年 9 月 30 日から 10 月 1 日の朝にかけて静岡県に最接近した台風 24 号により森林被害があったので、その状況について説明いたします。

10 月 19 日時点の集計で、林地の被害が東中西で合わせて 15 件、林地というのは、土砂流出の被

害のことをこの場ではいっております。あと治山・林道施設は171件、森林（風倒木）は87件の被害があり、調査中のところもありますけれども、被害額合計は10億5,300万円となっております。

森林の風倒木被害への対応につきましては、主に次の3つの方法で対応していきます。1つは森の力再生事業、2つ目に国庫補助事業の造林事業になります。最後に治山事業、これは国庫補助事業と県単独事業、両方で対応してまいります。以上です。

（大石 森林計画課技監）

引き続き、ページをめくっていただきまして参考2、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設に伴う県の対応についてということで御報告申し上げます。先だつての評価委員会では、まだ県の対応は協議中ということで、報告できなかつたのですが、9月議会で県の方針を表明したところですので、今回その内容について報告させていただきます。

まず1ページ目ですけれども、今後の方針についてです。平成31年度以降は、国から市町と、市町を支援する県に対し、森林環境譲与税が配分されます。市町は森林環境譲与税を財源に、市町の裁量で地域の実情に応じた森林整備及びその促進を図ることができます。県は引き続き森林（もり）づくり県民税を財源にした、森の力再生事業により、広域的な課題である緊急性の高い荒廃森林の再生を行っていきます。

そのことによって、平成31年度からは森林（もり）づくり県民税と森林環境譲与税により実施する事業の役割分担を明確にして、県と市町が車の両輪として事業を実施することで、協力連携いたしまして、より効果的に森林整備を進め、森林の持つ災害の防止、水源の涵養などの公益的機能が持続的に発揮されるよう取り組んでいきたいと考えております。森林環境税、環境譲与税につきましては、前回説明いたしておりますので省略させていただきます。

次に、課税に関する考え方ということで一番下になりますけれども、二重の課税に当たるのではと思う方もいると思いますので、その辺について確認いたしております。課税の考え方ですけれども、総務省に確認したところ、2つの税は財源の帰属が異なる。森林環境譲与税は市町、森林（もり）づくり県民税は県ということで帰属が異なることから、二重の課税には該当しない、そういうふうに判断できると。ただそうはいつでも、同じようなことに税が使われると、二重の課税感は払拭されないで、使途は明確に区分していく必要はありますよというようなことで助言を受けております。

次にページをめくっていただきまして、使途の区分についてです。使途の区分の考え方について説明いたします。まず森林（もり）づくり県民税は、荒廃森林の再生、具体的には、公益性が高く、所有者による整備が困難で、緊急に整備が必要な荒廃した森林の整備に充てております。それで、森林環境譲与税につきましては、間伐や森林整備の人材育成、担い手の確保、木材の利用や普及啓発による森林整備の促進、また森林経営管理法という法ができたんですけれども、その法に基づく新たな森林管理システムを実施する森林整備などに充てることができます。

次に（2）、森林の整備対象の区分というのがありますけれども、そこを御覧ください。これは県内の民有林のスギ・ヒノキの人工林を区分したものです。地形条件などから、林業の採算性が見込めるところは「1主に林業経営を通して管理する森林11.1万ha」と記載しております。次に、採算性が低いところは「2主に公益性の発揮の観点から管理する森林11.4万ha」というふうに表示してあります。この大きく2つに分けることができます。

「主に林業経営を通して管理する森林」につきましては、造林事業など、既存の制度により林業経営を通じた整備を林業経営体が行っていきます。一方、2の「主に公益性の発揮の観点から管理する

森林」ですけれども、そのうち「③緊急に整備が必要な荒廃森林」については、これは公益的な課題であることから、県が引き続き森の力再生事業により整備していきます。

その上の「②市町が地域の実情に応じて整備する森林」については、既存の事業では対応できなかった森林がこれには該当するものですから、そういう既存の事業で対応できなかった森林で、森林環境譲与税を活用して整備していただきたいと思いますと考えております。

このほかに、森林環境譲与税を活用して、里山林の整備や木材利用などを通じた森林整備の促進を進めていくことなどが考えられます。このように市と町と県で整備対象を明確に区分して、2つの税の整備対象が重複しないように、森林整備を進めていきたいと考えております。

今後の対応ですけれども、これらの2つの税を効果的に活用するため、3点について対応してまいります。

1つ目は、それぞれの税を財源とする事業の必要性の理解が得られるよう、県民の方々に理解が得られるよう、県民対象のタウンミーティングを現在7カ所で開催しております。既に6カ所で終わっておりまして、本日、富士市内での開催が最後になっております。また、商工関係団体に直接訪問して、商工会議所、商工会、法人会などに直接訪問して、この方針の理解促進について説明してまいりたいと考えております。

2つ目ですけれども、市町の森林環境譲与税の効果的な活用を支援することです。これは市町の裁量で森林環境譲与税を使うことができ、市町により森林整備が進められることになるんですけれども、今年3月から5月に市町を訪問して、その聞き取り調査をした結果、多くの市と町では林業の専門職員が十分居ないということを懸念しておりました。

このため、今年度、農林事務所ごとに県と市町で組織した地域連絡協議会などで、市町の取り組みや進め方などの情報の共有、交換を行うほか、個別の対応によって支援するとともに、県と市町の連携強化を図ってまいります。これを進めてまいります。

3つ目ですけれども、市町の実施体制への支援です。森林環境譲与税、森林環境税の創設によりまして、森林整備に対する市町の新たな役割が生じていきます。市町が早期に事業の実施体制を整えることは、すぐにとというのは困難と考えられますので、このため市町の実施体制の確保が円滑に進むよう、県に配分される森林環境譲与税を活用して支援を行っていきます。

具体的には、市町職員が森林整備や木材利用に関する知識や技術を習得する研修会の開催、市町が発注等により実施する森林整備業務において、現地調査や現場監督、及び完成検査などを現地で助言できる技術者の派遣、広域自治体の立場から、森林整備を担う林業経営体の人材確保、育成などです。

このように、県としては2つの税による役割分担を明確にして、市町と県が車の両輪として効果的に森林整備を実施することで相乗効果を発揮して、県全体の森林整備を推進していきたいと考えております。以上です。

(櫻井 産業政策班長)

それでは、ただいまの情報提供につきまして、御質問ございますでしょうか。

特にございませぬようでしたら、最後に事務局の方から、評価委員会の現地調査について御説明いたします。

(事務局)

お手元の参考資料3を御覧ください。現地調査について御説明いたします。調査予定日時は、平成

30年12月19日水曜日を予定しております。調査場所は、志太榛原農林事務所管内の島田市大草、先ほどの調書の8番になります。もう1つが牧之原市切山、19番です。こちらは先ほど小南委員から御質問のあった現場でありますので、実際に見ていただけるかと思えます。この2カ所につきまして現地調査を実施いたします。途中、静岡空港で昼食をとるような行程を予定しておりますが、詳細につきましては追って連絡させていただきます。以上です。

(櫻井 産業政策班長)

それでは、これをもちまして平成30年度第2回静岡県森の力再生事業評価委員会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

# 平成 30 年度 第 2 回静岡県森の力再生事業評価委員会

日時：平成 30 年 10 月 26 日（金）

10：00 ～ 12：00

会場：県庁別館 20 階第一会議室 A

## 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 平成 29 年度事業分の評価対象箇所の検証

(2) 波及効果に関する事例報告

4 その他

5 閉 会

### 配布資料一覧

番号	資 料 名
1	平成 29 年度事業 個別事業評価調書
2	森の力再生事業の波及効果 - 新たな整備者の参入 -
参考 1	台風 24 号に係る森林・林業関係の被害について
参考 2	森林環境税（仮称）等の創設に伴う県の対応について
参考 3	平成 30 年度森の力再生事業評価委員会現地調査（案）

## 1 静岡県森の力再生事業評価委員会 委員名簿（敬称略）

	氏名	所属及び役職等	出欠
委員長	つちや 土屋 さとし 智	静岡大学名誉教授	○
代理	こみなみ 小南 よう すけ 陽 亮	静岡大学教育学部教授	○
委員	あさみ 浅見 か よ 佳 世	常葉大学大学院環境防災研究科准教授	○
	きむら 木村 み ほ 美穂	きむら工房代表	○
	ごみ 五味 きょうこ 響子	しずおか流域ネットワーク	○
	とよだ 豊田 よりこ 和子	一般社団法人静岡県法人会連合会	×
	なかむら 中村 あきお 昭夫	一般財団法人静岡経済研究所常務理事	○
	はたの 波多野 はつえ 初枝	静岡県消費者団体連盟	○
	はらだ 原田 けんいち 健一	静岡県弁護士会	○
	まつなが 松永 ゆうじ 祐司	静岡県中小企業団体中央会	○

## 2 静岡県森の力再生事業評価委員会 県出席者

所属	職	氏名
経済産業部	農林水産戦略監	芦川 敏洋
産業革新局 産業政策課	産業政策班長	櫻井 剛
	産業政策班主査	光本 智加良
森林・林業局	局長	藪崎 公一郎
森林計画課	課長	清水 克郎
	技監	大石 剛
	森の力再生班長	遠藤 淳
	森の力再生班主査	秋元 順成
農林技術研究所 森林・林業研究センター	技監	佐野 信幸
	研究員	小松 鷹介
農林事務所	農山村整備部長、技監他	

### 3 座席表

スクリーン

	土屋委員長	小南委員長代理	
浅見委員			中村委員
木村委員			波多野委員
五味委員			原田委員
			松永委員

記者席

		光本 産業 政策課 主査	櫻井 産業 政策課 班長	芦川 農林 水産 戦略監	藪崎 森林・ 林業 局長	清水 森林 計画 課長	大石 森林 計画課 技監	遠藤 森林 計画課 班長	佐野 研究セ ンター 技監
--	--	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	----------------------	-----------------------	-----------------------	------------------------

賀茂 農林	東部 農林	富士 農林	中部 農林	志太 榛原 農林	中遠 農林	西部 農林	西部 農林 天竜 農林局	秋元 森林 計画課 主査	小松 研究セ ンター 研究員
----------	----------	----------	----------	----------------	----------	----------	-----------------------	-----------------------	-------------------------

傍聴席 10

出入口

## 平成 29 年度事業 個別事業評価調書

## 評価対象箇所一覧

事業区分	番号	事務所	所在地	整備者	面積 (ha)	*選定基準
一般	1	賀茂	賀茂郡西伊豆町大沢里	チーム北見フォレストワーカーズ <sup>※</sup>	24.44	① ③
	2	東部	裾野市下和田	裾野市森林組合	16.23	① ③
	3		田方郡函南町桑原	静岡林業 (株)	9.69	① ③
	4		伊豆市上白岩	田方森林組合	9.36	① ③
	5	富士	富士市南松野	静岡中部林産事業(協組)	23.84	① ③
	6	中部	静岡市葵区口坂本	井川森林組合	24.96	① ③
	7		静岡市葵区俵峰	静岡市森林組合	31.38	① ③
	8	志太	島田市大草	特定非営利活動団体 里山どんぐりの会	1.11	②
	9		榛原郡川根本町徳山	森林組合おおいがわ	14.08	① ③
	10		島田市尾川	森林組合おおいがわ	12.98	① ③
	11	中遠	掛川市原田	掛川市森林組合	57.65	① ③
	12	西部	浜松市天竜区龍山町 下平山	龍山森林組合	30.36	① ③
	13		浜松市天竜区水窪町 奥領家	水窪町森林組合	26.31	① ③
災害	14	富士	富士宮市下条	富士森林組合	12.92	① ③
	15	中部	静岡市清水区由比入山	(協)森林施業静岡	0.32	②
竹林 ・ 広葉樹	16	賀茂	賀茂郡南伊豆町下小野	(株)いしい林業	1.06	① ③
	17	東部	田方郡函南町日守	(有)鈴木造園	0.33	① ③
	18	中部	静岡市葵区小布杉	ヤマギン山本店(有)	2.14	① ③
	19	志太	牧之原市切山	NPO 法人里山再生クラブ	1.12	① ③
	20	中遠	菊川市西方	NPO 法人里山再生クラブ	4.87	① ③
	21		菊川市中内田	(株)西島土木	2.94	②
	22	西部	浜松市西区神ヶ谷町	引佐町森林組合	0.78	① ③

- \* 選定基準 ①事業規模（面積）の大きい箇所から選定する。  
 ②事業単価が高額の箇所  
 ③全農林事務所が必ず評価を受ける（一般型、竹林・広葉樹等）

## 森の力再生事業の波及効果

- 新たな整備者の参入 -

(賀茂農林事務所森林整備課)

森の力再生事業は、整備者の要件を幅広く設定し、整備者に対し説明や事業箇所のマッチングなどを行い事業への参入を促した結果、これまでの12年間に全県で79者が新規参入した。

賀茂農林事務所管内では、「チーム北見フォレストワーカーズ」と「(一社)日本自然環境保全協会」が平成27年度に新規参入したことにより、様々な波及効果が広がっている。

### 1 チーム北見フォレストワーカーズ

所在地	賀茂郡松崎町池代
発 足	平成26年2月、国有林事業の請負会社から独立し発足した。
構 成 員	16人
事業実績	(H27) 人工林：39.18ha (H28) 人工林：44.31ha (H29) 人工林：43.23ha
波及効果	○雇用の創出 ・構成員のうち13人は、UターンやIターンした若い世代であり、地域の雇用創出の一翼を担っている。

### 2 (一社)日本自然環境保全協会

所在地	下田市大賀茂
発 足	平成27年4月、自然環境の保全を目的に発足した。
構 成 員	12人
事業実績	(H27) 竹林・広葉樹林：1.78ha (H28) 人工林：13.29ha、竹林・広葉樹林：2.02ha (H29) 人工林：9.85ha、竹林・広葉樹林：0.67ha
波及効果	○地域との連携による竹材の利用 ・(一社)下田市観光協会と連携し、伐採した竹材を、「風の花まつり」で飾られた15,000個のかざぐるまの支柱などに利用した。 ・また、下田市地域おこし協力隊と連携し、地域イベント「竹たのしみまくる下田2017」で「灯りのオブジェ」や料理の器として竹材を利用した。 ○地域と一体となった事業の実施 ・下田市田牛地区では、海岸に近い森林内に津波避難路の整備が求められていた。当協会は、地元自治会からの要請を受け、平成28年度の整備のための作業歩道の設置に当たっては、事業終了後に津波避難路としても使えるよう配慮した。

平成 30 年 10 月 26 日

## (件名) 台風 24 号による森林・林業の被害について

(森林・林業局 森林計画課)

## 1 要 旨

平成 30 年 9 月 30 日夜から 10 月 1 日朝にかけて静岡県に最接近した台風 24 号による県内の森林・林業への被害状況は以下のとおり。

## 2 森林・林業の被害状況 (10 月 19 日時点)

(単位：件、百万円)

地域	林地 (治山)		治山・林道施設		森林 (風倒木)		被害額合計
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	
賀茂	—	—	—	—	1	1	1
東部	3	21	5	11	38	調査中	32
中部	9	232	139	48	34		280
西部	3	14	27	726	14		740
合計	15	267	171	785	87	調査中	1,053

※ 林地 (治山) : 土砂流出の被害

## 3 森林 (風倒木) への対応方針

主に以下の 3 つの方法で対応していく。

- ・ 森の力再生事業
- ・ 造林事業 (国庫補助)
- ・ 治山事業 (国庫補助、県単)

## 森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設に伴う県の対応について

(森林・林業局 森林計画課)

### 1 方針

- 平成 31 年度以降、「森林環境譲与税(仮称)」が、市町とそれを支援する県に配分される。
- 市町は、「森林環境譲与税(仮称)」を財源に、地域の実情に応じた森林整備及びその促進を図ることができる。
- 県は、「森林(もり)づくり県民税」を財源に、引き続き「森の力再生事業」により、広域的な課題である緊急性の高い荒廃森林を整備する。
- 平成 31 年度からは「森林(もり)づくり県民税」と「森林環境譲与税(仮称)」により実施する事業の役割分担を明確にし、県と市町が車の両輪として事業を実施することで、協力・連携して、より効果的に森林整備を進め、森林の持つ災害の防止、水源のかん養などの公益的な機能が持続的に発揮されるよう取り組んでいきたい。

### 【イメージ図】

#### ○森林環境譲与税(仮称)と森林(もり)づくり県民税の使途区分

区 分		H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38～	
市町	森林環境譲与税(仮称)										森林環境税課税(H36～)		
											森林環境譲与税配分(H31～)		
											使途：地域の実情に応じた森林整備及びその促進(H31～)		
県	もり 森林づくり県民税 (超過課税)	課税(H28～H32)					課税(*延長：H33～H37)						
		使途：荒廃森林の整備(森の力再生事業 H28～H37)											

\*：静岡県もりづくり県民税条例は、H32 に事業の進捗状況、効果等を踏まえ税率や課税期間を検討

### 2 課税に関する考え方

- 2つの税は、財源の帰属が異なる(森林環境税(仮称)は市町、森林(もり)づくり県民税は県)ため、二重の課税には該当しないと考えられるが、使途を明確に区分する必要がある。(総務省確認結果)

### 3 使途の区分

#### (1) 税の使途

財源	森林環境譲与税(仮称)	森林(もり)づくり県民税
区分	市町	県
使途	<p>○地域の实情に応じた森林整備及びその促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・間伐や、人材育成・担い手の確保、木材の利用や普及啓発による森林整備の促進</li> <li>・森林経営管理法に基づく、*新たな森林管理システムによる森林整備等</li> </ul>	<p>○荒廃森林の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益性が高く、所有者による整備が困難で、緊急に整備が必要な荒廃した森林の整備</li> </ul>

\*森林所有者自らが経営管理できない森林について、市町が森林の経営管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者への再委託や市町自らが管理を行う制度

#### (2) 森林の整備対象の区分

- ・市町と県と整備対象(スギ・ヒノキ人工林)を明確に区分する。

区分	面積	活用事業
1 主に林業経営を通して管理する森林	11.1 万 ha	造林事業等
2 主に公益性の発揮の観点から管理する森林	11.4 万 ha	
①保安林・公有林として管理する森林	(3.6 万 ha)	治山事業等
②市町が地域の实情に応じて整備する森林	(5.4 万 ha)	森林環境譲与税(仮称)事業
③緊急に整備が必要な荒廃森林	(2.4 万 ha)	森の力再生事業
合計	22.5 万 ha	

### 4 今後の対応

#### (1) 2つの税への理解促進

- ・それぞれの税を財源とする事業の必要性等の理解が得られるよう、県民対象のタウンミーティングを県内7か所で開催している。また、商工団体へ直接訪問して説明する。

#### (2) 市町の「森林環境譲与税(仮称)」の効果的な活用への支援

- ・農林事務所毎に設置した、県と市町で組織する地域連絡協議会等を通じて、市町の森林整備とその促進のための取組、進め方等の情報の共有・交換を行うほか、個別の対応により支援するとともに、県と市町の連携を強化する。

#### (3) 市町の実施体制の支援

- ・市町の森林環境譲与税(仮称)事業が円滑に実施されるよう、県に配分される譲与税を活用し、市町職員が森林整備や木材利用に関する知識・技術を習得する研修会の開催、市町が実施する森林整備業務において、現場で助言できる技術者の派遣及び経営体の人材確保・育成の支援などを実施する。

## 1 森林環境税（仮称）と森林環境譲与税（仮称）の概要

## (1) 森林環境税（仮称）

納税義務者等	・国内に住所を有する個人に対して課する国税とする。
税率	・年額 1,000 円とする。（市町村で個人住民税と併せて賦課徴収）
施行期日	・平成 36 年度から課税
国への払い込み	・市町村は、森林環境税（仮称）として納付又は納入された額を都道府県を経由して国の「交付税及び譲与税配付金特別会計」に払い込むこととする。

## (2) 森林環境譲与税（仮称）

譲与額	・森林環境税（仮称）の収入額に相当する額とし、市町村及び都道府県に対して譲与する。
譲与基準	・森林環境譲与税（仮称）の <u>10 分の 9 に相当する額は、市町村</u> に対し、当該額の 10 分の 5 の額を私有林人工林面積で、10 分の 2 の額を林業就業者数で、10 分の 3 の額を人口で按分して譲与する。 ・森林環境譲与税（仮称）の <u>10 分の 1 に相当する額は、都道府県</u> に対し、市町村と同様の基準で按分して譲与する。
施行期日	・平成 31 年度から譲与 ※H31～H35 までは、交付税及び譲与税配付金特別会計から借入金で充てる。
用途	・ <u>市町村</u> は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の <u>森林整備及びその促進</u> に関する費用に充てなければならないこととする。 ・ <u>都道府県</u> は、森林整備を実施する <u>市町村の支援等</u> に関する費用に充てなければならないこととする。

○本県への譲与見込み額

(単位：億円)

	H31～33	H34～35	H36	H37～40	H41～44	H45～
譲与割合 (市町：県)	80：20			85：15	88：12	90：10
市町	4.8	7.2	7.4	10.6	13.6	16.6
県	1.2	1.8	1.8	1.9	1.9	1.8
計	6.0	9.0	9.2	12.5	15.5	18.4

## 2 森林(もり)づくり県民税の概要

納税義務者等	・県内に住所がある個人 ・県内に事務所、事業所等を有する法人等	
税率	個人	個人県民税均等割に 400 円の上乗せ
	法人	法人県民税均等割額の 5%相当額の上乗せ (資本金等の額に応じて 1,000 円～40,000 円)
用途	・公益性が高く、森林所有者による整備が困難で緊急に整備が必要な荒廃森林の整備（森の力再生事業費に充当）	
課税期間	平成 28 年度～平成 32 年度（5 年間） ※事業の進捗や効果等を踏まえて、平成 32 年度に再検討	

## 平成 30 年度静岡県森の力再生事業評価委員会現地調査(案)

(産業革新局産業政策課)

## 1 調査内容

- (1) 下層植生の被覆、生育状況
- (2) 残存木（立木）の生育状況
- (3) 波及効果の発現状況等

## 2 調査予定

- (1) 日時 平成 30 年 12 月 19 日（水）  
（予定）10:30～15:00（J R 藤枝駅集合、解散）

## (2) 場所

事業区分	事務所	所在地	整備者	面積
一般	志太榛原	島田市大草	特定非営利活動団体 里山どんくりの会	1.11ha
竹林・広 葉樹	志太榛原	牧之原市切山	NPO 法人里山再生クラブ	1.12ha

## (参考) 評価委員会の年間開催計画

回	時期	審議内容
1	7 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価委員会の年間開催計画</li> <li>・ 平成 29 年度の提言への対応の報告</li> <li>・ 平成 29 年度事業分の評価対象箇所を選定</li> <li>・ 事業実施箇所のモニタリング結果の報告</li> </ul>
2	10 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 29 年度事業分の検証 (第 1 回で選定した箇所について、調査結果の報告を受ける)</li> <li>・ 波及効果に関する事例報告</li> </ul>
現地 調査	12 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業効果を現地で検証する</li> </ul>
3	1 月 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 27 年度事業分等の検証 (植生回復状況等の調査結果の報告を受ける)</li> <li>・ 検証、評価結果（案）の検討</li> </ul>